

あづま山麓ツーリズム推進事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、あづま山麓ツーリズム推進事業において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務名

あづま山麓ツーリズム推進事業業務委託

(2) 業務の内容

別紙、あづま山麓ツーリズム推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 委託費の上限額

9,785,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 履行期限

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 公募スケジュール

(1) 公募開始 令和6年5月8日（水）

(2) 質問の受付期間 令和6年5月8日（水）から5月14日（火）17時（必着）

(3) 質問に対する回答 令和6年5月15日（水）

(4) 参加表明書の提出期限 令和6年5月21日（火）17時（必着）

(5) 参加資格要件の適否確認 令和6年5月22日（水）

(6) 企画提案書等の提出期限 令和6年5月30日（木）正午（必着）

(7) プロポーザル審査会 令和6年6月3日（月）予定

(8) 審査結果通知 令和6年6月4日（火）予定

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 福島市の令和6年度業務委託有資格業者名簿の「企画制作」または「その他」に登録されている者であること。
- (5) 参加表明書の提出時において、福島市から競争入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 東北に本社または支店があり、旅行業及び旅行業者代理業を取得している事業者であること。
- (7) 業務について、十分な業務遂行能力と、令和元年度以降、東北エリアにおいて本業務と類似の業務の受託実績（成果）を有する者であること。
- (8) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員の配偶者であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

5 実施要領等の交付

実施要領等の電子データについては、福島市役所のホームページからダウンロードし入手すること。なお、福島市役所の窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年5月8日（水）から5月14日（火）17時

(2) 提出方法

「福島市オンライン申請システム」フォームから提出

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=202201050>



(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島市ホームページに5月15日（水）に掲載する。（個別の回答は行わな

い。)

7 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和6年5月21日(火) 17時

(2) 提出方法 電子メール

(3) 提出書類

参加表明書(様式1) (1部)

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書(様式1)の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 参加表明書の提出があった事業者について、参加資格に適合しているか確認を行い、確認結果について、5月22日(水)に通知する。

ウ 参加表明書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和6年5月30日(木) 正午(必着)

(2) 提出方法 郵送又は持参

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日(祝日を除く)の8時45分から17時までとする。(5月30日は8時45分から正午まで。)

(3) 企画提案書等

ア 公募型プロポーザル提出書類送付書(様式2) (1部)

イ 業務内容に関する企画提案書(任意様式) (10部)

ウ 会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績(参考様式1又は任意様式) (10部)

エ 担当者経歴書(参考様式2又は任意様式) (10部)

オ 見積書(任意様式) (1部)

(4) 企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的及び概要、ターゲット、業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、業務遂行体制や全体スケジュールを具体的に記載すること。

(5) 提案書作成に係る留意事項

ア 提案書に記載するフォントの大きさは、原則11ポイント以上とする。

イ 企画提案書は、A4版、10ページ以内(表紙も含む)で作成すること。なお、提出する書類の印刷方法(片面・両面)の指定はない。

ウ 企画提案書には、事業者が特定できる内容は記載しないこと。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格または無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効になる場合がある。

ア 提出者が上記4に定める参加資格等を満たしていない場合

- イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
 - ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書を無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
 - エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 見積書の金額が、上記2（3）に記載した上限額を超過している場合
 - カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの間に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - ク 下記10（1）の「審査会」当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。
 - ケ その他本実施要領又は福島市が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合
- (2) 辞退
提出書類を提出した後に辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 費用負担
提案書等の作成及び提出に要する費用、並びにプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) その他
- ア 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
 - イ 提出された提案書等は、返却しない。
 - ウ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することがある。
 - エ 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。

10 審査方法

(1) 審査会（プレゼンテーション）

- ア 開催日時 令和6年6月3日（月）予定
※時間等詳細については、企画提案書等の提出後に連絡する。
- イ 場所 福島市市民会館（福島市霞町1－52）
- ウ プレゼンテーションの所要時間
20分間の説明と10分間以内の質疑を実施する。

工 審査基準

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行			
能力	実施体制・業務実績及びスケジュール、効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する上で、必要な人材の配置、実施体制であるか。 ・類似の業務実績があるか。 ・業務実施計画、方向性、業務の流れ、スケジュールが適切に組まれているか。 ・事業実施後の効果検証が具体的か。 	5点 (×3)
業務提案			
内容	吾妻五葉松をめぐる山旅の企画造成と実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「あづま山麓エリア」の自然と、「吾妻五葉松」と「盆栽」が関連している背景が伝わる商品となっているか。 ・“今だけ、ここだけ、あなただけ”といった「地域性・独自性」の視点を組み込んだ高付加価値商品であるか。 	5点 (×3)
		環境保全等の取り組みや周遊促進の視点が具体的であるか。	5点
	吾妻蔵元ツーリズムの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・「なぜあづま山麓エリアで酒造りをするのか？」という蔵元の志が伝わる内容か。 ・“今だけ、ここだけ、あなただけ”といった「地域性・独自性」の視点を組み込んだ高付加価値商品であるか。 	5点 (×3)
		各蔵元の意識醸成や受入環境整備について、方法が具体的であるか。	5点
	あづま山麓エリアプロモーションの展開	プロモーションイベントの実施時期、会場、内容が具体的かつ戦略的であるか。	5点 (×3)
	情報発信	情報発信内容及び媒体は、具体的かつ効果的であるか。	5点 (×3)
		認知度向上や来訪意欲を喚起するものであり、ターゲットに届くための工夫や仕掛けは、具体的かつ効果的か。	5点 (×2)
	独自提案	独自提案の内容は、独自性があり、効果的であるか。	5点
計			100点

オ 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点をつけ、各項目、傾斜配分方式で計算する。なお、合計は100点満点とし、企画提案書等に記載がない場合には、その項目は0点とする。

評価	5点満点
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1

カ 業務受託者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに事業者を順位付けし、その平均順位の最も高かった者を業務受託者とする。その結果が同順位の場合、前項エ 審査基準で定められている「業務提案内容—吾妻五葉松をめぐる山旅の企画造成とあづま山麓蔵元ツーリズムの展開、情報発信」項目の合計点数が高かった者を業務受託者とする。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とする。

キ プレゼンテーションに係る留意事項

- ① プレゼンテーションの実施順や具体的な開始時間などの詳細については、提案書提出期日後に通知する。
- ② プロポーザル参加者が審査会場に入室できる人数は3名までとする。
- ③ プレゼンテーション時にスクリーンに投影可能な資料は、提出した企画提案書のみとし、提案書の内容及びこれを補完する説明をすること。なお、新たな資料の配付は認めない。また、資料を投影せずにプレゼンテーションを行うことも可能とする。
- ④ プロジェクター、スクリーン、電源は市が用意し、その他必要なものがある場合には、事業者が用意するものとする。
- ⑤ プレゼンテーションは、仮に本業務を受託した場合において、実際に業務の主たる担当となる者が行うこと。

(2) 通知等

ア 審査結果については、採用、不採用にかかわらず、参加者全員に通知する。

イ 審査結果に関する説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由について説明を求めることができる。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。なお、説明請求に対する回答の内容は、請求者及び最優秀者に関する以下の内容とする。

- ① 企業名
- ② 審査委員ごとの順位及び全体の平均順位

(3) その他

本事業は、観光庁補助金「地域観光新発見事業」の採択を前提としていることから、以下のとおりの取り扱いとする。その際、参加表明の意思表示のあった者に対し、内示後速やかに通知する。

ア 同補助金が不採択の場合

本プロポーザル審査会を中止し、委託費の上限及び仕様書を改めた上で、再度実施するものとする。

イ 減額内示があった場合

同補助金の内示額に応じて、本プロポーザル審査会を中止する場合がある。

1.1 仕様協議・契約締結

(1) 仕様書の協議等

選定した業務受託者と福島市が協議し、業務受託者から提案された内容を反映させて仕様書を確定し、契約を締結する。仕様書の内容は、業務受託者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合もある。

ただし、上記10(3)イについて、本プロポーザル審査会を開催する場合には、内示額のとおり委託費の上限を設定し、業務受託者と福島市が仕様書を協議した上で確定し、契約を締結する。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、上記11(1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は予算額を超えないものとする。

(3) その他

業務受託者と福島市との間で行う協議が整わない場合、業務受託者から改めて徴収した見積書が上限額(上記2(3))を超えている場合又は業務受託者が契約を辞退した場合は、次点の者を業務受託者とする。

1.2 事務局

福島市商工観光部観光交流推進室(担当:中野、工藤)

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

電話:024-525-3722

FAX:024-535-1401

E-mail:kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp